

## 地方独立行政法人広島県立病院機構役員報酬等規程 (案)

## (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。ただし、地方独立行政法人広島県立病院機構給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を兼務する役員には、役員報酬は支給しない。

## (報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員の例による。

## (給料)

第4条 常勤の役員の給料の月額、別表のとおりとし、次の各号に掲げる号俸に応じた額とする。

- (1) 理事長 7号俸
- (2) 副理事長 6号俸
- (3) 理事 1号俸。ただし、理事長は、当該理事の職務に応じて、2号俸から5号俸の間で定めることができる。

## (地域手当等)

第5条 地域手当及び通勤手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、職員の例による。

## (期末手当)

第6条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ3月15日、6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びにその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次の各号に掲げる区分に従い、期末手当基準日以前3か月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 3月1日に係る期末手当 次に掲げる割合を乗じて得た額
  - ア 在職期間が3か月の場合 100分の35
  - イ 在職期間が2か月15日以上3か月未満の場合 100分の28

- ウ 在職期間が1か月15日以上2か月15日未満の場合 100分の21
- エ 在職期間が1か月15日未満の場合 100分の10.5
- (2) 6月1日に係る期末手当 次に掲げる割合を乗じて得た額
  - ア 在職期間が3か月の場合 100分の212.5
  - イ 在職期間が2か月15日以上3か月未満の場合 100分の170
  - ウ 在職期間が1か月15日以上2か月15日未満の場合 100分の127.5
  - エ 在職期間が1か月15日未満の場合 100分の63.75
- (3) 12月1日に係る期末手当 次に掲げる割合を乗じて得た額
  - ア 在職期間が6か月の場合 100分の212.5
  - イ 在職期間が5か月以上6か月未満の場合 100分の170
  - ウ 在職期間が3か月以上5か月未満の場合 100分の127.5
  - エ 在職期間が3か月未満の場合 100分の63.75
- 3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 4 第2項の期末手当に係る在職期間には、法人職員または広島県職員が退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者の法人職員としての在職期間を含むものとする。
- 5 期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関しては、職員の期末手当の例による。

(広島県退職者の報酬の特例)

第7条 広島県の退職者で、広島県からこの規程による年額報酬を下回る報酬額の決定を行うよう要請があった常勤の役員に対しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定による年額報酬を超えない範囲内で、広島県の要請による報酬額を支給する。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当の額は、日額39,200円とする。

- 2 前項に定める額のほか、勤務実態等を考慮して特に必要があるときは、理事長が別に定めることができる。

(非常勤役員の通勤手当)

第9条 非常勤役員の通勤手当は費用弁償とし、その支給額は、地方独立行政法人広島県立病院機構職員旅費規程の例による。

(日割計算)

- 第10条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料及び地域手当(この条において「給料等」という。)を支給する。
- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料等を支給する。
  - 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。
  - 4 第1項及び第2項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(給与の支払方法)

第 11 条 役員の給与は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第 12 条 この規程により計算した金額に、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第 13 条 役員の報酬の支給に関しこの規程に定めがない事項については、理事長が別に定めるほか、職員の例によるものとする。

(退職手当)

第 14 条 役員の退職手当については、支給しないものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】

号俸	給料の額 (月額)
1	716,000 円
2	772,000 円
3	829,000 円
4	908,000 円
5	979,000 円
6	1,049,000 円
7	1,122,000 円